

避難行動要援護者の把握について

1 背景

平成23年の東日本大震災において、被災地全体の死者数のうち、65歳以上の高齢者の死者数が約6割を占め、また、捜索や救助等の支援にあたられたと思われる消防職員、消防団員、民生委員等の支援者も多数犠牲となった。

このことを踏まえ、国の災害対策基本法が改正され、市町村は避難行動要援護者の把握及び本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとすることが規定された。

2 避難行動要援護者とは

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

(高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者など、平常時から配慮が必要な人)

3 把握の方法

別添「災害時要援護者登録申請書兼登録台帳」を用いて、本人若しくは代理人(親族者等)の同意を得て、同申請書の記載事項を記入し総務課へ提出し、保健福祉課のシステムへ入力する。



4 がんばる地域応援交付金の改正

【現 行】

- ① 自主防災活動組織が行った各種防災訓練等に対して1世帯500円交付
(各種防災活動とは：消火訓練・避難訓練・防災訓練など)

↓

【改 正】 (上記に加えて下記の種目を追加)

- ① 各種防災活動の実施 (消火訓練・避難訓練・防災訓練など・防災マップの作成)
- ② 災害時の要援護者の把握 (災害時要援護者登録申請書兼登録台帳)

1種目実施の場合は 1世帯500円、 2種目実施の場合は 1世帯1000円

Q & A

- ① 集落内に要援護者がいない場合は、どうなるの？

自治公民館内で、要援護者にかかる話し合いや調査活動を行っていただき、その結果、災害時に避難行動に支援を要する方がいなかった場合は、実績報告書へ自主防災組織活動報告書へ話合日や調査日を記入して、その結果を記入してください。調査を実施されたことに対して、交付金を交付します。

- ② 集落内に要援護者はいるが、登録申請に同意が得られない場合はどうなるの？

①と同様に、調査訪問活動をしていただきながらも、本人の同意がどうしても得られなかった場合は、実績報告書として自主防災組織活動報告書へ調査日を記入して、その結果を記入してください。調査を実施されたことに対して、交付金を交付します。

- ③ 今年取り組んだ場合、次年度の取組みはどうなるの？

次年度については、前年度に提出していただいた名簿をお渡ししますので、その名簿に変更（新たな追加や転居）があった場合は、登録申請書の追加や、訂正、変更なしの調査結果を記入し、名簿を再提出してください。それを実績報告書といたします。

- ④ がんばる地域応援交付金は集落の世帯全員分交付されるの？

がんばる地域応援交付金の算定は、自治公民館の全世帯数分×500円を交付いたします。

- ⑤ 登録申請書はどのように活用されるのですか？

警察、消防、民生委員等の災害支援者へ名簿を提供し、災害発生時の救助活動等に利用されます。また、大規模災害時にいち早く救助にあたることができる自主防災組織として、要援護者を把握しておくことも重要であると考えられます。

- ⑥ 地区の防災マップは1年作成すれば、次年度も活動として認められますか？

自治公民館内の危険箇所や、避難行動要援護者をマップに入れるなどして、地域の状況を把握しておくことは重要ですが、毎年大きく情報が変わることはありませんので、小さな変更は随時してもらい、5年に1回補助金の対象といたします。